

訪問看護ステーションすまいる 利用料のお知らせ

【介護保険による訪問看護の場合】

1 基本利用料

〈介護〉

①20分未満	311 単位
②30分未満	467 単位
③30分以上 60分未満	816 単位
④1時間以上 1時間 30分未満	1,118 単位
⑤定期巡回・随時対応訪問介護事業所と連携する場合	2,935 単位 / 月

〈予防〉

①20分未満	300 単位
②30分未満	448 単位
③30分以上 60分未満	787 単位
④1時間以上 1時間 30分未満	1,080 単位

2 加算等

①夜間・早朝・深夜加算

- ・夜間(午後6時から午後10時) 早朝(午前6時から午前8時)は基本単位の25%加算
- ・深夜(午後10時から午前6時) は基本単位の50%加算

②複数名訪問看護加算

- ・**複数名訪問看護加算(Ⅰ)** 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合

30分未満	254 単位/1回
30分以上	402 単位/1回

- ・**複数名訪問看護加算(Ⅱ)** 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

30分未満	201 単位/1回
30分以上	317 単位/1回

③特別管理加算

- ・**特別管理加算(Ⅰ)** 500 単位

在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること

- ・**特別管理加算(Ⅱ)** 250 単位

在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること

④長時間訪問看護加算

通算1時間30分以上の訪問看護 …… 300 単位

⑤緊急時訪問看護加算

24時間の連絡相談、訪問体制を希望の場合・・・574単位

⑥ターミナルケア加算

死亡日及び死亡前14日以内に2回以上終末期の訪問看護を行った場合・・・2,000単位

⑦サービス体制提供加算

厚生労働大臣が定める基準を満たした指定訪問看護事業所・・・6単位/1回

定期巡回・随時対応訪問介護事業所と連携する場合・・・50単位/月

⑧退院時共同指導加算

病院や介護老人保健施設に入院中若しくは入所中に医療機関と訪問看護ステーションが共同し在宅での必要な指導を行った場合・・・600単位

⑨初回加算

新規の初回利用時・・・300単位

⑩看護体制強化加算

中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズに対応強化のため、一定割合以上の実績がある事業所に対する加算

〈介護〉

・看護体制強化加算(Ⅰ) 600単位/月

・看護体制強化加算(Ⅱ) 300単位/月

〈予防〉

・看護体制強化加算 300単位/月

3 ターミナルケア料 (ターミナルケア加算を算定できない場合)

看取りから逝去後最期の御支度などのケアを行った場合・・・21,600円

訪問看護ステーションすまいる TEL 39-7019